

# 新居浜市発注工事における三者会議実施要領

## 1 目的

この要領は、新居浜市が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点等を施工者に正確に伝達するため、設計者、施工者及び発注者間の情報共有の方法等について必要な事項を定め、設計図書と現場との整合性等を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図ることを目的とする。

## 2 対象工事

三者会議を開催する対象工事は、業務委託した設計成果に基づく建設工事の中で、以下に該当する工事のうち、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、設計の意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事とする。

- (1) 主たる工種に新工法、新材料を採用した工事
- (2) 施工条件が厳しい工事
- (3) 高度な技術を必要とする工事
- (4) 第三者に対する影響の大きな工事
- (5) 大規模な仮設を行う工事
- (6) 重要な構造物の工事
- (7) 工事担当課が必要と認めた工事

## 3 特記仕様書への明示

発注者は、対象とする工事について、特記仕様書により三者会議の対象工事であることを明示する。

## 4 三者会議の実施

三者会議については、次に掲げる方法により実施するものとする。

### (1) 開催時期

施工者が設計図書を照査した後に開催するものとし、現場条件等に応じ、複数回開催ができる。

### (2) 構成員

構成員は、以下のとおりとし、発注者が主体となって会を進める。

- ①発注者は、監督員を含む現場担当者（課長・係長）
- ②施工者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者
- ③設計者は、管理技術者、担当技術者

### (3) 構成員の主な役割

- ①設計者から設計業務の成果品により、設計意図の説明を行う。
- ②発注者から工事着手に当たっての各種協議の調整状況や現場条件、施工上の留意事項等の説明を行う。  
また、議事録を作成する。
- ③施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件及び施工方法の説明を行う。

(4) 設計者への事前連絡

発注者は、工事施行伺いの決裁後、速やかに当該工事に関係する設計者に対して、三者会議を実施する予定がある旨連絡する。

(5) 会議の運営

- ①発注者は、円滑な議事進行及び構成員間の情報共有に努める。
- ②三者会議に必要な資料は、各構成員が作成するものとする。
- ③情報共有を図ったうえでもなお疑義が残る場合は、別途、発注者がその対応等について検討する。

5 対象経費

三者会議の開催に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 三者会議に要する費用は、発注者が負担する。

- ①施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。
- ②設計者に対する費用は、
  - ・打合せ費用：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回
  - ・旅 費：実費
  - ・そ の 他：三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を別途計上する。

(2) 計上方法

工事設計書の中で技術管理費として計上を行うものとし、現場管理費及び一般管理費の対象としない。

附則

この要領は、平成29年6月1日から適用する。